

「安心・元気の埼玉」の実現に向けた 提案・要望

分野別提案・要望

分野3 人財の活躍を支える分野

■確かな学力と自立する力の育成

【文部科学省】

県担当課：教育政策課、県立学校人事課、高校教育指導課、
小中学校人事課、義務教育指導課

1 教職員定数の増員及び配置基準の見直し

【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 学習指導要領を円滑に実施するとともに、学校における働き方改革を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充し、学力や体力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させるため、教職員定数を増やすこと。
- (2) 確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するため、学校当たりの学級数や学級当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえ、学級数に加えて児童生徒数を基礎とする教職員配置基準とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童生徒をめぐる課題が複雑化・多様化している中、勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合は、非常に高い。文部科学省が令和2年1月に策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、授業やその準備に集中できる時間、児童生徒と接する時間及び自ら専門性を高めるための時間の確保、そして教職員の健康維持増進を図るため、教職員定数を増やす必要がある。
- ・ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による教職員配置基準においては、主に学校ごとの学級数を基に教職員定数を算定している。本県は、1学級当たりの児童生徒数が多いことから、教員1人当たりの児童生徒数も多くなり、きめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

◆参考

○勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合（土日を除く）

小学校78.5%、中学校81.2%、高校（全日制）54.2%、特別支援学校35.9%

（平成28年度 埼玉県による勤務状況調査）

○教員の1週間当たりの持ち時数（令和元年度 埼玉県による調査）

小学校 24.19コマ（全国平均 23.8コマ）

中学校 19.20コマ（全国平均 17.9コマ）

（カッコ内は平成28年度 文部科学省による学校教員統計調査）

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数（令和元年度）

小学校 17.9人（全国1位） 全国平均 15.1人

中学校 15.0人（全国2位） 全国平均 12.8人

（文部科学省による学校基本統計調査）

2 栄養教諭及び学校栄養職員の配置の拡大

【文部科学省】

◆提案・要望

学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を見直し、増員を図るとともに、必要な財源を措置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 栄養教諭及び学校栄養職員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、定数の標準が定められているが、平成13年度から17年度にかけて実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな定数改善は行われていない。
- ・ 食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を児童生徒に身につけさせるためには、栄養教諭等による食に関する指導の更なる充実と、その指導を効果的に進めるための重要な教材でもある学校給食の適正な管理が必要である。
- ・ 現行の配置基準では、学校給食単独実施校の場合、児童生徒数が550人以上の学校で1人、549人以下の学校は4校につき1人の配置となり、共同調理場方式の場合、児童生徒数が1,500人以下の場合は1人、1,501人～6,000人までが2人、6,001人以上が3人の配置となっている。
- ・ 本県の学校給食単独実施校においては、全ての学校に栄養教諭等を配置することができないため、配置されていない学校においては、学校給食に係る栄養管理や衛生管理、食に関する児童生徒へのきめ細かな対応が十分でない状況にある。
- ・ また、共同調理場方式の学校においては、栄養教諭等1人当たりの学校数が単独実施校に比べて多いため、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒へのきめ細かな対応や、食に関する効果的な指導が困難な状況である。

◆参考

○本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況（令和2年4月）

	学校数	配置校数	未配置校数
小学校	274校	132校	142校
中学校	87校	34校	53校

※さいたま市及び休校を除く。

○本県の学校給食共同調理場方式実施校における栄養教諭等の1人当たりの学校数（令和2年4月）

	共同調理場方式		
	学校数	栄養教諭等配置人数	1人当たり学校数 (参照：単独実施校)
小学校	403校	86人	4.7校 (2.1校)
中学校	251校	51人	4.9校 (2.6校)

※さいたま市及び休校を除く。外部委託している学校を除く。

3 スクール・サポート・スタッフの配置推進

【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）へのスクール・サポート・スタッフの配置に必要な財源を十分に確保するとともに、現在補助対象となっていない高等学校及び特別支援学校（高等部）においてもスクール・サポート・スタッフを配置できるよう、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 市町村が実施主体となる間接補助事業の場合であっても、県が実施主体となる場合と同様に市町村の補助対象経費の1/3以内を補助金の額とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 経済協力開発機構（OECD）による国際教員指導環境調査（平成30年度）によれば、日本の小・中学校の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中最長であった。
- ・ 教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
- ・ 学校や教員の業務を大胆に見直し、教員の業務の適正化を推進することを通じ、教員が担うべき業務に専念でき、子供たちと向き合える環境整備を推進することが求められる。
- ・ しかし、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会に設置された「学校における働き方改革特別部会」では、事実上議論の対象が小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）に絞られ、平成29年8月に取りまとめられた緊急提言においては高等学校や特別支援学校（高等部）について言及はない。
- ・ この提言を踏まえた文部科学省の平成30年度の予算では、教員がより児童生徒への教材研究等に注力できるよう、学習プリントのコピーや授業準備等を行う「スクール・サポート・スタッフ」を小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）に限って配置することが予算化された。
- ・ しかし、教員の負担軽減を図るためには、全ての校種に多彩な外部人材を活用した支援体制を構築することが必要である。
- ・ 平成31年1月25日に開催された中央教育審議会総会において、学校における働き方改革の答申がまとめられた。その中で、文部科学省には授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援を行いつつ、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められるとされている。
- ・ 令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立・公布された。それを受け、令和2年1月、業務の削減や勤務環境の整備について記載された指針が策定された。
- ・ また、補助金の額については、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の1/3以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合（補助対象経費の1/3以内）と補助金の額が異なるが、国と地方（県及び市町村）の負担割合でみると、同一とすることが適切であると考える。

◆参考

○正規の勤務の時間を除く1日当たり在校時間（平成28年度埼玉県による教員勤務状況調査）

小学校教諭	2時間57分	高等学校教諭	2時間11分
中学校教諭	3時間10分	特別支援学校教諭	1時間50分

4 日本学生支援機構の奨学金事務の学校における負担軽減

【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 教員の負担軽減を図るため、日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務については、学校の関与を限定し、機構と保護者の直接の対応を原則とすること。
- (2) 機構の電話対応窓口の環境をさらに整備し、保護者からの問合せに適切に対応できるようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、「独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）」の奨学金事務を主に教員が行っており、以前から、その負担の大きさが課題となっていた。
- ・ 実態を把握するため、平成30年12月及び令和2年1月に機構の奨学金事務の負担状況について、県立学校にアンケート調査を実施したところ、過半数の教員が、「申込関係書類の配付や内容についての説明」や「書類の確認や管理」について負担が大きいと回答した。また、令和元年度においては、学校担当者専用回線の増設が図られたり、生徒・保護者向けコールセンターを開設したりするなど、機構の問合せ対応の環境が改善されてきているが、依然として機構への問合せの電話も繋がりにくい状況であるといった意見も聞かれた。さらに、奨学金は保護者・生徒が直接給付・貸与されるものであることから、学校の関与をできる限り減らし、保護者と機構が直接やり取りすべきとの意見も多かった。
- ・ 平成31年1月25日には中央教育審議会からの答申では、学校の業務を「1 基本的には学校以外が担うべき業務」、「2 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」及び「3 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに分け、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立ち、教育委員会が検討を行うこととされている。
- ・ 機構の奨学金事務負担の軽減は、教員の働き方改革の観点からも必要である。

◆参考

○本県の日本学生支援機構への奨学金申込者数（令和元年度）

卒業予定 生徒数※	申込人数			
	合計	第一種 (無利息)	第二種 (利息有)	給付型
35,888人	19,315人	7,011人	7,888人	4,416人

※卒業予定生徒数（令和元年5月1日現在の県立高等学校全日制3年生、定時制4年生の在籍生徒数。県立高等学校通信制及び県立特別支援学校については含まない）

5 9月入学制導入に係る年度の変更を含む抜本的な見直し 【新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

学校の9月入学制導入の検討に当たっては、就職の時期や行政・企業の会計年度など社会に幅広い影響を及ぼすことから、社会全体での年度の在り方と連動して議論を行うこと。

◆本県の現状・課題

- ・ 本県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県内公立学校すべてで休校としている。新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、学校の休校が長期化しており、児童・生徒の学習保障が課題となっている。
- ・ そのような状況下で、学校の9月入学制導入の検討の動きが広がっている。9月入学制の導入は、8月まで休校が続いた場合でも授業時間の確保が可能となるほか、翌年の入試日程を先送りすることで出題範囲の見直しが不要となるなどの利点がある。また、世界各国の多くが9月入学制を導入している中、入学時期を合わせることで、グローバル人材育成を推進し、高等教育の国際化を進めることにつながる。
- ・ 一方、就職、資格取得、クラブ活動や人事異動が与える影響まで、多様な問題が生じる。
- ・ 特に、進路の面では、社会全体が移行しない場合、現行の民間企業等の採用時期との乖離が生じるなど大きなデメリットがある。就職の受け入れ時期の変更について、民間企業等に協力を要請する場合、まずは行政の会計年度から変更が必要となる。
- ・ このように、子供達が不安を抱かず、9月入学制を実施するためには、単に授業時間の確保や受験、学校運営のためということではなく、社会全体での年度の在り方と連動する必要があるため、慎重な議論が必要である。

◆参考

○主な国の入学・始業時期

イギリス	9月
フランス	9月
中国	9月
カナダ	9月
ドイツ	9月
オーストラリア	2月
韓国	3月
アメリカ	7月

(出典 「世界の学校体系」文部科学省ホームページより)

■豊かな心と健やかな体の育成

【文部科学省】

県担当課： 生徒指導課

1 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置

【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助事業については、配置日数や勤務時間を増やすなど、財政支援の拡充を図ること。
- (2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、補助事業の対象となる小学校や中学校だけではなく、高等学校や特別支援学校にも全校配置ができるよう、地方交付税による必要な措置を図ること。
- (3) SNS等を活用した相談事業については、全ての都道府県・指定都市が補助対象となるよう、財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ いじめ防止対策推進法、教育機会確保法の施行により、国及び地方公共団体は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保が求められている。
- ・ 本県の公立小、中、高、特別支援学校における平成30年度のいじめの認知件数は18,259件(12,409件)、不登校児童生徒については、小学校1,906人(1,368人)、中学校5,678人(5,138人)、高等学校2,594人(2,476人)で前年度より増加している(カッコ内は平成29年度の数)。
- ・ こうした状況に対応するため、児童生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる適切な支援が行われる必要がある。
- ・ しかしながら、国によるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助事業では、重点配置により勤務時間が加算されるところであるが、学校で必要とされる配置日数や勤務時間に比して不足しており、十分な配置が困難である。
- ・ また、国による補助事業の対象は小学校及び中学校に配置する者が中心となっており、高等学校や特別支援学校に対して配置する者に対する地方交付税が措置されていない。
- ・ そのため、高等学校や特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。
- ・ あわせて、SNS等を活用した相談事業においては、合理的な理由なく、補助対象を既に文部科学省の事業を実施した自治体のみに限定しており、本県の取組は補助対象外とされている。

■質の高い学校教育の推進

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課、教育局総務課、
教育局財務課、義務教育指導課

1 奨学のための給付金制度の改善

【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 高等学校等就学支援金と同様の制度設計とし、国がその全額について財政措置を講じること。
- (2) 第1子、第2子以降の区別なく同額の給付額にするとともに、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費相当額が対象となるよう財政措置を図ること。
- (3) 支給区分の設定など制度が煩雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続きの簡素化を図ること。また、申請者が理解しやすいよう、就学支援金と申請先を合わせることや、支給区分を分かりやすくするなど工夫すること。
- (4) 県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるような必要な措置を講じること。また、県外から通う生徒については、「学校が所在する都道府県が就学支援金の課税情報などを活用し学校を通じて申請を促す仕組み」などを国において制度設計すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成26年度から実施されている。
- ・ この制度は第1子と第2子以降の支給額に差があり、また、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費用相当額が対象となっていない。
- ・ 国庫負担3分の1の国庫補助事業として予算の範囲内で補助金を交付するとしている。
- ・ 補助対象の世帯や支給額の区分の設定が複雑なため、その確認に必要な証明書類が多岐にわたり、事務が煩雑である。
- ・ 制度実施のための人件費、事務費等が発生している。
- ・ 「県外の高等学校に在籍する対象生徒」を「給付を行う県」だけで正確に把握することは困難であるため、県外の生徒について申請漏れを防ぐための抜本的な制度設計が必要である。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒に対し、県の制度を周知することが困難である。
- ・ 就学支援金と申請先の都道府県区分が異なる上、支給区分の設定が複雑であり、申請者から多くの問い合わせを受けている。

2 学校における障害者雇用の推進

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- (2) 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。
- (3) 障害を有する者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか実態を把握すること。
- (4) 障害を有する者が学びやすい環境を整備するよう、教員養成課程を有する大学等に対し、働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- (5) 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県教育委員会の障害者雇用率は、令和元年6月1日現在、1.58%と法定雇用率を下回っている状況である。特に学校における障害者雇用の推進は大きな課題であり、教育職員以外の雇用率は7.31%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員は1.07%と低い状況にある。このため、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。
- ・ 障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援、環境整備が必要となる。

人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用に係る人件費、障害により教科指導をする際に支障がある教員とペアを組んで指導する教員や、体育や音楽など特定の教科指導が負担になる教員に代わり指導する教員の定数措置などが必要である。

環境整備としては、教員の障害の種類・程度に応じて必要な支援は異なるものの、例えば職員室と教室を行き来するためのエレベーターなどのバリアフリー化に係る施設改修、ICT機器や点字プリンタ等の機器整備が考えられる。
- ・ また、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、雇用そのものが困難となっている。令和元年11月に文部科学省が実施した教育委員会における障害者雇用の全国状況の結果を踏まえつつ、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているかの実態把握や、障害のある者が学びやすい環境を整備するよう教員養成課程を有する大学等に対し働き掛けを行うなどの取組が必要である。
- ・ 障害のある教員の育成は、中長期的に推進すべきものである。障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に鑑みた制度の在り方を検討することが必要である。

◆参考

○本県の職種・学校種別障害者雇用率等一覧（令和元年6月1日現在）

職種	学校種別	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率
教育職員	小学校	12,080.5	54.0	0.45
	中学校	6,884.0	54.0	0.78
	高等学校	5,871.0	72.5	1.23
	特別支援学校	2,954.0	117.0	3.96
	小計	27,788.5	297.5	1.07
その他の職員	教育局	550.0	46.0	8.36
	小学校	603.0	23.0	3.81
	中学校	318.0	16.5	5.19
	高等学校	798.0	74.5	9.34
	特別支援学校	210.0	21.0	10.00
	小計	2,477.0	181.0	7.31
合計		30,264.5	478.5	1.58

注) ①の校種ごとの値と合計欄の値は、端数処理の都合上一致しない。

○本県における人的支援等事例

- ・小学校（精神障害）…チームティーチング実施。少人数学級を担当するなど、業務量に配慮。
- ・中学校（視覚障害）…チームティーチング実施。生徒の答案や作文は他の教員が添削を補助。
- ・高等学校（肢体不自由）…1階に専用の部屋を用意。階段の昇降の際は、他の教員が付添。印刷、コピー、提出物の点検等は、他の教員が補助。

○本県の市町村及び県立学校のバリアフリー整備状況（令和2年4月1日現在）

	市町村立小・中学校(1,222校)		県立高等学校(139校)		県立特別支援学校(36校)	
	設置校数	設置率	設置校数	設置率	設置校数	設置率
スロープ	1,098	89.9%	138	99.3%	36	100.0%
障害者用トイレ	989	80.9%	128	92.1%	36	100.0%
エレベーター	287	23.5%	37	26.6%	36	100.0%
階段手摺	1,209	98.9%	139	100.0%	36	100.0%
車いす用駐車場	—	—	139	100.0%	36	100.0%
出入り口の幅	—	—	139	100.0%	36	100.0%

※学校単位での整備状況

○大学等新規卒業者免許取得状況

- 平成26年度卒業 110,800人（うち、障害者の数 130人（0.12%））
- 平成27年度卒業 109,441人（うち、障害者の数 158人（0.14%））
- 平成28年度卒業 107,692人（うち、障害者の数 161人（0.15%））
- 平成29年度卒業 104,768人（うち、障害者の数 168人（0.16%））

◆提案・要望

- (1) 令和3年度以降も補助事業を継続するとともに、交付額圧縮による自治体負担の軽減を図るための財政支援措置を講じること。
- (2) 都道府県が適切に事務処理を行えるようきめ細かな対応を行うこと。
- (3) 学習支援ソフトやセキュリティソフト、障害のある子供の補助入力装置などに係る更なる財政的支援を行うこと。
- (4) I C T環境を恒久的に維持できるよう、維持費及び更新費などに係る継続的な財政的支援を行うこと。
- (5) 1人1台の端末整備や、インターネット環境がない家庭に対するモバイルルータ等の貸し出しに係る経費ついて、高等学校及び特別支援学校高等部についても、義務教育と同様の財政的支援を行うこと。
- (6) 教室に通うことが難しい児童生徒の学習保障の一環として遠隔授業がスムーズに行えるよう必要な措置を取るとともに、児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信料について、国の責任において財政措置を行うこと。
- (7) 同時双方向型オンライン授業の実施に向けた、インターネット回線の通信容量の拡大への財政的支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年度補正予算分に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金については、多くの自治体において、計画額に対し交付額が圧縮されている状況である。交付額の圧縮は、教育行政に対する影響が大きく、当初計画した内容で事業を進められず、やむなく内容を縮小して実施する自治体もある。また、交付額の圧縮により、国が示したとおりの財源で事業を進められないという状況が生じており、自治体の財政計画に与える影響は大きい。
- ・ 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金について、令和元年度及び令和2年度に交付申請を行う自治体（予定含む）は60自治体である。申請事業数は1,000事業を上回る見通しであり、限られた期間に多数の事業を完了させなければならない。しかしながら、文部科学省において措置要件や基準の詳細が定められておらず、都道府県に対する説明も不十分である。
- ・ 令和2年度補正予算によって「G I G Aスクール構想」を加速させ、ハード・ソフト・人材を一体とした整備によって全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急実現すると打ち出されたが、まだ十分とは言えない。引き続き、端末1人1台の学習効果を最大限発揮するためのデジタル教科書や学習支援ソフトなどの充実が必要である。特別支援学校においても、誰一人取り残すことのない学びを実現するためには、学習支援アプリの他、補助入力装置などの障害の特性に応じたI C T機器の更なる充実が不可欠である。
- ・ 学校設置者にとって、今回のG I G Aスクール構想で新たに整備した設備の維持・管理には相

応の負担がある。特に端末については、更新時に莫大な財政支出を伴う。この点、令和2年度補正予算によって「GIGAスクール構想」を加速させる予算が成立し、設備の整備に係る費用は確保されたものの、維持管理に係る費用や更新時の費用に係る課題は増大している。

- ・ 県立高校及び県立特別支援学校高等部については、国からの生徒1人1台の端末の補助がないため、自治体の財政負担を考えると、BYODにより1人1台環境を目指さざるを得ない。端末の購入や通信料が家庭負担となり、負担ができない生徒への学習保障が課題となる。
- ・ 誰一人取り残すことのない学びを実現するために、教室に通うことが難しい病気療養児に対する必要な措置がなされていない。また、昨今のコロナウイルス感染予防のように、休校中の学校に通う児童生徒に対して学習保障ができるよう、遠隔教育の弾力的運用が必要であると同時に、通信費用等の家庭負担の増加が課題となる。
- ・ 国の教育振興基本計画において、超高速インターネット接続率(30～100Mbps)100%を目指すとされており、県立学校において100Mbpsのネットワーク環境を整備している。新型コロナウイルス感染拡大の影響で学校の臨時休業が実施されており、その対応として文部科学省通知にて双方向型のオンライン学習の実施を求めているが、全クラスで同時に双方向型のオンライン学習を実施するためには100Mbpsの通信速度では実施は困難である。

◆参考

○補助割合の圧縮状況（令和元年度補正予算申請分）

計画額（A）	交付決定額（B）	交付率（B/A）
6,678,766 千円	4,713,834 千円	70.6%

○BYOD（Bring Your Own Device）

個人所有のスマートフォン、タブレット等の家庭用情報端末を学校等で利用すること

■私学教育の振興

【文部科学省】

県担当課：学事課

1 私学振興の推進

【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 私立学校の教育条件の維持や向上、経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。
- (2) 県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。
- (3) 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助・教育改革推進特別経費）及び私立幼稚園等特別支援教育費補助の国庫補助については、圧縮がかかることのないよう必要な財源を確保すること。
- (4) 幼児教育の無償化に当たっては、財源負担を含め地方としっかり協議を行い地方の意見を十分取り入れながら進めること。
- (5) いわゆる幼児教育類似施設について、幼児教育の無償化の対象に加えるかどうか早急に結論を出すこと。
幼児教育類似施設もしくはそれらの施設を利用する子供に対して支援を行う場合は、対象範囲を明確に示すこと。地方自治体が対象範囲を選定する場合は、選定のための評価基準を示すこと。
- (6) 幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善が私立幼稚園に与える影響を把握するとともに、県運営費補助金の交付を受ける私立幼稚園に対しても有効な処遇改善策を講ずること。
- (7) 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。
- (8) 私立学校におけるICT教育環境（施設・設備等）整備について、全国的な需要調査を実施した上で必要な補助財源を確保し、一定期間に集中的な整備を促進すること。
- (9) 教員の負担軽減や部活動の活性化に向け、私立学校における「ICT支援専門員」及び「部活動指導員」について、国において配置人数や活動時間などの全国的な調査を実施すること。
その上で、配置人数に応じて補助金を交付するなど、配置に係る私立学校の財政的負担を考慮した補助制度を国において構築し、私立学校における積極的な部活動指導員の配置促進を図ること。
- (10) 広域通信制高校の展開するサテライト施設に関する全国調査については、調査内容を充実させた上で、国が引き続き実施すること。
また、調査結果については各都道府県に対して詳細に提供し、併せて、これらの施設の実態を継続的に把握できるような仕組みを国において構築すること。
- (11) 私立学校における「GIGAスクール構想」の実現について、令和3年度以降も補助事業を継続し、恒久的に設備を更新、維持できるようにすること。

◆本県の現状・課題等

＜私立高等学校等経常費助成費補助金について＞

- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15%と低水準で推移している。また、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）について、平成22年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていなかった。
- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助についても同様に、平成21年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていなかった。
- ・ 平成22年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。

＜幼児教育の無償化について＞

- ・ 本県の3歳以上の未就学児の約48%、幼稚園児の約97%が通う私立幼稚園の園児納付金も、全国第6位（平成30年度）の水準となっており、全ての子供に幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減が必要である。
- ・ 幼児教育の無償化については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省並びに地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場や、市町村実務検討チームによる打ち合わせが開催されているところであるが、令和元年10月からの実施により事務量の増加が発生しており、事務量軽減の検討が必要である。
- ・ 令和2年度以降の幼児教育・保育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとなっているが、普通交付税不交付団体を含む県内自治体から、負担について懸念が示されている。
- ・ いわゆる幼児教育類似施設に対する支援の在り方については全国に共通する課題であり、国において、国と地方が協力した支援の在り方が検討されてきた。令和2年度政府予算案において、多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業が盛り込まれ、地域にとって重要な役割を果たす施設等で都道府県もしくは市町村から認証を受けたものが支援の対象であることが示されたものの、支援の対象をどのように選定するのか具体的な評価基準が示されていない。
- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、平成29年度から技能・経験等に応じた保育士等への新たな処遇改善が開始されたが、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の教員に対しては同様の処遇改善の仕組みがない。

＜専修学校への国庫補助について＞

- ・ 専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。

＜ICT教育環境の整備について＞

- ・ ICT機器（タブレット端末等）の購入に係る国庫補助制度については例年申請額に対し圧縮がかかる傾向にあり、私立学校のICT教育環境整備が進まない要因の一つとなっている。
- ・ 公立学校においては交付税措置等により令和4年度までのICT教育環境の整備完了に向けた支援がされている中、私立学校においては、新学習指導要領に対するICT教育環境の整備が遅れることが懸念される。

＜ICT支援専門員及び部活動指導員について＞

- ・ 平成30年3月にスポーツ庁、平成30年12月に文化庁からそれぞれ示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」による

と、部活動を将来においても持続可能なものとするため、その在り方に関し、速やかに改革に取り組む必要があるとしている。その中で「指導・運営に係る体制の構築」として、学校の設置者は学校の実態等を踏まえて、部活動指導員を積極的に任用するよう求められている。

- ・ 私立学校については、部活動指導員の配置など、教員の負担軽減を図るための多様な外部人材活用等の推進に対して、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）による措置がなされている。しかし、当補助は取組を行った学校1校当たりで交付されるものであり、配置人数や活動時間等は考慮されていないため、配置に係る私立学校の財政的負担を踏まえた十分な措置が国によりなされているとは言えない。

<広域通信制高校のサテライト施設について>

- ・ 通信制高校のサテライト施設については、平成29年度及び令和元年度に文部科学省が「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する全国調査」を実施したが、調査内容は施設の分類等最低限のものにとどまっている。通信制高校についてはガイドラインが改訂され、教育の質の確保や向上が求められている背景もあり、国による継続調査が必要である。また、調査結果については、所轄庁だけでなくサテライト施設の所在都道府県でも実態把握ができるよう、国は各都道府県に対してより詳細な情報を提供する必要がある。

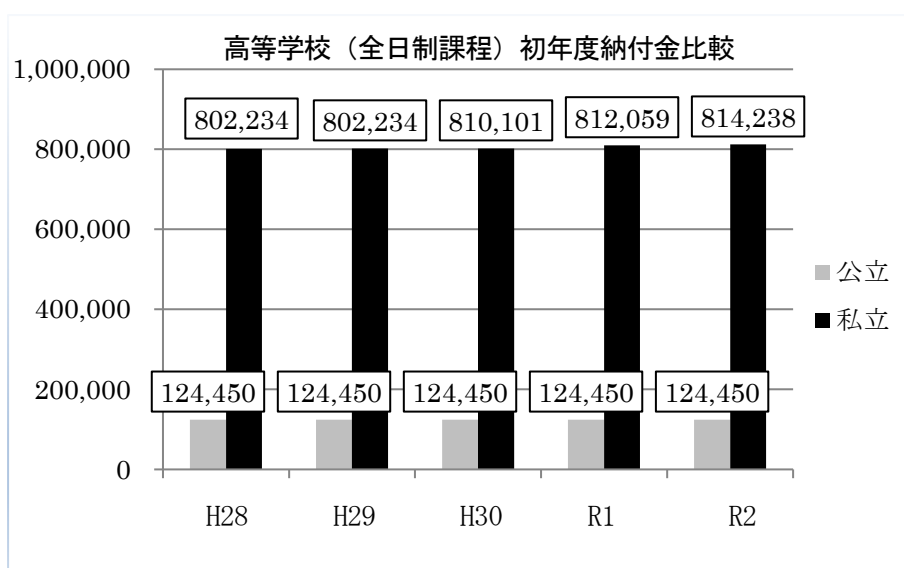
また、サテライト施設を継続的に実態把握するための制度構築が必要である。

<「GIGAスクール構想」の実現について>

- ・ GIGAスクール構想では、端末1人1台体制を目指し補助金の交付がなされているが、有償のソフトウェアや周辺機器は補助対象外である。しかし、端末1人1台の学習効果を最大限発揮するためには、学習支援ソフト等のソフトウェアが必要である。また、従来のICT機器の購入に係る国庫補助は交付額が圧縮される傾向にあるが、私立学校の財政計画に与える影響が大きいため、圧縮がかからないよう、十分な財源が確保される必要がある。
- ・ 昨今のコロナウイルス感染予防のように、休校中の学校に通う児童生徒に対し学習補償ができるよう、設備の拡充及び遠隔教育の弾力的運用が必要である。しかし、学校設置者にとっては、GIGAスクール構想により整備した設備の維持・管理には相当な負担がかかり、運営に余裕のある学校とない学校で、整備状況に大きな差が生じてしまう。

◆参考

○初年度納付金・公私比較



■様々な課題を抱える子供たちへの支援

【文部科学省】

県担当課：県立学校人事課、義務教育指導課

1 通級指導教室等の充実

【文部科学省】

◆提案・要望

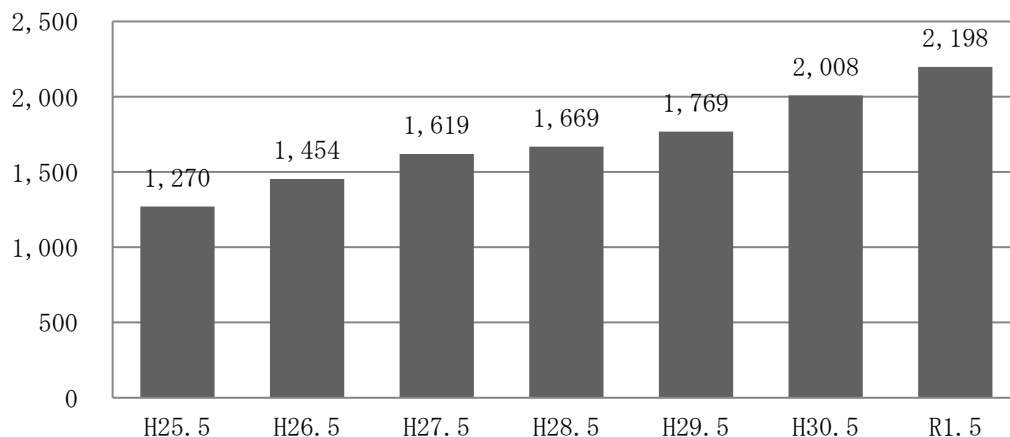
- (1) 発達障害等の通級指導担当教員の基礎定数化を着実に進め、基礎定数分以外の加配定数分の必要数を確保すること。
- (2) 特別支援教育コーディネーターについても基礎定数化を図り、特別支援教育に必要な定数を確保するために必要な財源を措置すること。

◆本県の現状・課題等

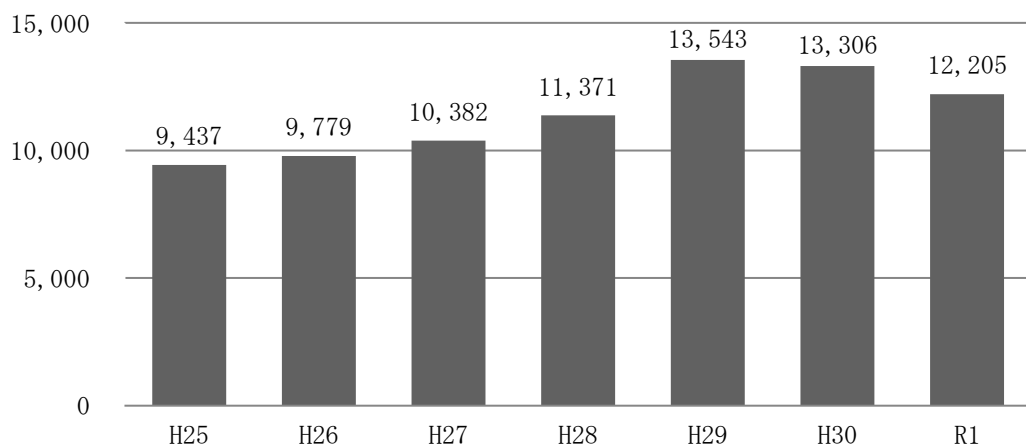
- 平成24年文部科学省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によれば、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、6.5%存在することとされており、発達障害を含む障害のある児童生徒の指導の充実を図り、小・中学校の通常の学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を行う通級指導教室や特別支援学校のセンター的機能の一層の整備が必要である。
- 令和元年文部科学省調査「令和元年度通級による指導実施状況調査（令和元年5月1日現在）」によれば、埼玉県では県内全児童生徒数の約0.4%に当たる2,198人が発達障害・情緒障害通級指導教室に通級しており、令和元年度は251人の教員を配置している。今後も通級による指導が必要な児童生徒の増大が見込まれる。
- また、特別支援学校のセンター的機能の中核を担う特別支援教育コーディネーターへの相談件数について、近年は減少傾向にあるものの、高水準である。

◆参考

発達障害・情緒障害通級指導教室に通う児童生徒数（単位：人）



特別支援教育コーディネーターへの相談件数（単位：件）



2 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備

【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特別支援学校の小学部、中学部の教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、また、高等部の教職員定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において規定されている。
- ・ しかし、特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がないため、給与費に係る県の負担部分が大きく、財政状況によっては、必要な教職員数が措置できないことも想定され、きめ細かな指導を実施する上での障害となっている。

3 特別支援学校の看護教諭の教職員定数に係る法制度の整備

【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校において、児童生徒に医療的ケアを実施する看護師資格を有する教諭について、定数措置ができるよう法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、医療的ケアも自立活動の一環として位置付けており、看護師資格を有する教諭が看護教諭として医療的ケアの実施にあたっている。
- ・ しかし、法制度上看護教諭の定数措置はなく、教諭の定数を看護教諭に充てている。そのため、医療的ケア対象児童生徒の増加とともに、看護教諭を十分に配当できないといった弊害や、看護教諭の配当のために教諭の配当が少なくなるといった弊害が生じている。

◆参考

○医療的ケア対象幼児児童生徒数

(人)

	H27	H28	H29	H30	R1
対象幼児児童生徒数	161	173	184	201	208

■障害者の自立・生活支援

【内閣府、厚生労働省】

県担当課：障害者福祉推進課、障害者支援課、国保医療課

1 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については減額措置が継続されている。

◆参考

○埼玉県の重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身障手帳：1～3級 療育手帳：マルA、A、B 精神手帳：1級（精神病床への入院費用は助成しない） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※ 平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。 ※ 平成31年1月からの新規申請者を対象に所得制限あり。令和4年10月から全受給者に対して所得制限を導入。
医療費支給方法	償還払い
令和2年度予算	5,902,306千円
令和元年度実績	対象者：132,951人 支給件数：3,475,430件 市町村支給額：13,415,357千円 県補助額：5,932,561千円

○制度の不均衡の例（平成31年4月1日現在）

項目	状況（都道府県数）
精神障害者	1級のみ対象：20、1～2級：5、対象外：22
所得制限	あり：42、なし：5
自己負担金	あり：28、なし：19

2 障害者支援制度の見直し

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 医療的ケアが必要な人や強度行動障害の人など重度障害者の受入れ施設において利用者の状況に応じた職員の配置ができるよう、給付基準の見直しを行うこと。
- (2) 県及び市町村が実施する地域生活支援事業について、定められた補助率を守ること。
- (3) 重度訪問介護について、働く重度障害者が安心して就労できるよう支援策を速やかに講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害福祉サービスの利用者が高齢化・重度化し、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。平成30年度の給付費の改定では、看護職員を複数配置している施設に対する加算の拡充などが図られたが、重度障害者の受入れには、さらに手厚い人員体制が必要である。
- ・ 地域生活支援事業については、平成29年度の国の補助金の充当率が県32%、市町村33%と本来の補助率50%を大きく下回っており、県と市町村の超過負担が生じている。
- ・ 重度訪問介護について、重度障害者が就労中や通勤等に利用できないため就労に当たって大きな障壁となっており制度の見直しが必要である。

◆参考

- (1) 本県における医療的ケア児数（市町村調べ）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療的ケア児(人)	356	350	374	446	490

※各年度4月1日時点。ただし27年度は10月1日時点

- (2) 各事業所・施設の推移

(各1月31日現在)

種別		平成30年度	令和元年度	増減数
生活介護	か所数	384	408	24
	定員数	12,693	13,182	489
グループホーム等	か所数	817	938	121
	定員数	4,883	5,569	686
施設入所支援	か所数	100	103	3
	定員数	6,222	6,291	69
計	か所数	1,301	1,449	148
	定員数	23,798	25,042	1,244

- (3) 地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	本来の補助率
県	23%	20%	25%	32%	35%	50%
市町村	32%	31%	33%	33%	32%	50%

3 障害者支援施設の整備

【厚生労働省】

◆提案・要望

現在、1,600人を超える方々が障害者支援施設への入所待ちをしており、依然として施設が不足している実情を踏まえ、今後とも必要な入所施設の整備に対し、国庫補助の措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者支援施設の入所者については、現在、地域生活への移行促進を図っている一方で、本県の入所待機者は年々増加している。
- ・ 本県の人口は全国第5位だが、人口10万人あたりの障害者支援施設の定員数は全国第41位である。
- ・ 自傷、パニックなどの強度行動障害や重複障害などにより地域社会での生活が困難な、真に施設入所が必要な方々が多数入所待ちをしている。
- ・ 県内では、平成31年4月に3箇所の入所施設が開所したが、依然として入所待機者は増えている。
- ・ 親の高齢化などにより、家庭生活での支援が困難になる中、引き続き、障害者支援施設の整備が必要である。
- ・ なお、令和2年度予算において入所施設1施設（定員50名）の創設を計上している。

◆参考

(1) 入所待機者数の推移

(各年度5月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的障害者	980人	1,037人	1,131人	1,215人	1,299人
身体障害者	368人	356人	366人	354人	364人
計	1,348人	1,393人	1,497人	1,569人	1,663人

(2) 障害者支援施設数・定員（令和2年1月1日現在）

施設種別	施設数	定員
主に知的障害者の障害者支援施設	71	4,374人
主に身体障害者の障害者支援施設	32	1,917人
計	103	6,291人

○第5期埼玉県障害者支援計画の数値目標（計画期間 平成30年度～平成32年度）

- ・ 障害者支援施設の平成28年度利用者の9%を地域生活へ移行

平成28年度利用者数 5,319人

地域移行 9%（H32末目標） 479人

- ・ 障害者支援施設は必要数を整備

○ 国は、地域生活を推進する観点から、第5期障害福祉計画に係る基本方針において、「平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減すること」としている。また、定員増を伴う障害者支援施設の整備に対する補助を原則認めていない。

4 障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化

【厚生労働省】

◆提案・要望

障害者の増加に伴い障害福祉サービス事業所・施設は増加しているが、一方で、求人倍率が年々上昇し、障害福祉に携わる職員の確保が困難になってきている。

そのため、障害福祉人材の確保・定着について具体的な対策を講じ、必要な財政措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害福祉サービスの利用者も高齢化・重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ しかしながら、生活介護など各事業所・施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した身体介護や見守り等ができる職員や強度行動障害に対する専門知識を有する職員が十分配置されていない。また、医療的ケアを行うための看護師の配置も進んでいない。
- ・ そのため、利用者の高齢化・重度化に対応した質の高いサービスが提供されていない。
- ・ このような状況の中で、高齢者の介護や子供の保育に携わる職員と同様な処遇改善など人材確保を図る必要がある。また、介護や看護などを行う専門的な職員を配置することが可能となる報酬単価を設定する必要がある。

◆参考

- 各事業所・施設の推移 (各1月31日現在)

種別		平成30年度	令和元年度	増減数
生活介護	箇所数	384	408	24
	定員数	12,693	13,182	489
グループホーム等	箇所数	817	938	121
	定員数	4,883	5,569	686
施設入所支援	箇所数	100	103	3
	定員数	6,222	6,291	69
計	箇所数	1,301	1,449	148
	定員数	23,798	25,042	1,244

- 介護職員の有効求人倍率 (令和2年1月)

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
4.45	5.37	1.49	1.37

(厚生労働省「職業安定業務統計」)

- 給与額等比較表 (厚生労働省 平成30年賃金構造基本統計調査)

区分		年齢	勤続年数	給与額 ※
全労働者	男	43.6歳	13.7年	337.6千円
	女	41.1歳	9.7年	247.5千円
福祉施設介護員	男	39.0歳	6.8年	254.7千円
	女	43.5歳	7.2年	231.4千円

※ 「きまって支給する現金給与額」

5 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族への支援の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族の定期的なレスパイト利用のため、医療型短期入所事業等の報酬を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年の医学や医療技術の進歩に伴い、地域で暮らす、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児・者が増加しており、在宅で介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にあるが、その家族が利用できる社会資源やサービスは極めて限られている。
- ・ 医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者とその家族が地域で安心して生活していくためには、定期的なレスパイト利用のため、ニーズに対応できる障害福祉サービスを拡大させる必要がある。
- ・ しかし、宿泊利用できる医療型短期入所事業は、報酬が低額であるため短期入所事業を開始する事業所が少ない。
- ・ また、障害児通所支援事業は、医療連携体制加算額が低いいため看護職人材を確保することが難しく、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を受け入れる事業所が少ない状況にある。

◆参考

1 国の報酬

(1) 宿泊利用できる医療型短期入所事業所の報酬が入院診療報酬と比較して低額であるため、事業を開始する施設等が少ない。

- ・ 短期入所の受入れを行った場合の報酬＝32,770円/日
- ・ 入院診療報酬＝50,700円/日

(2) 障害児通所支援事業について、医療連携体制加算が1日10,000円に増額されたものの、看護職の人材を確保するには十分ではない。

2 本県における在宅の重症心身障害児・者数（平成31年4月1日現在）

重症心身障害者（超重症含む）	1,806人
重症心身障害児（超重症含む）	1,008人

6 発達障害児への支援

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 発達障害を理解し適切に支援できる専門職等を育成するため、財政措置を充実させること。
- (2) 地域生活支援事業に基づき市町村が行う「巡回支援専門員整備事業」を必須事業とし、適切な財源措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 文部科学省の調査結果(※)によると、学習面や行動面で著しい困難のある子供の割合は6.5%とされ、本県の15歳未満人口に当てはめると、特性に応じた一定の支援が必要な子供は約60,000人となる。
- ・ 県では、独自の制度として療育と診療を一貫して提供する中核発達支援センターを3か所、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを9か所設置し、発達障害児に専門的な支援を行っている。
- ・ しかし、県が設置するこれらの支援機関だけでは、支援が必要な全ての子供に対応することが困難であることから、公的給付の対象である障害福祉サービスを提供する障害者通所支援事業所等において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくり(人材育成)が急務である。
- ・ そこで、本県では平成29年1月に開設した発達障害総合支援センターにおいて、市町村の保健師や障害児通所支援事業所等の職員を対象に実習形式の研修などの専門研修を通じた新たな人材育成を始めたが、今後このような取組を拡充させていく必要がある。
- ・ なお、平成30年度のサービス等報酬改定により、作業療法士等の専門職を配置する事業所に報酬を加算する制度が創設されたが、このような制度だけでは発達障害の特性に応じた支援ができる専門職等の充足には至っていない。
- ・ 本県では、発達障害に係る人材育成研修を受講した保育士等を現場で支援し、専門的な支援につなぐなどの取り組みを支援するため、平成23年度から県の単独事業として、作業療法士等の専門職による保育所・幼稚園等への巡回支援事業を実施してきた。
- ・ 平成25年度から、保育所等への巡回支援事業は地域生活支援事業の「巡回支援専門員整備事業」として市町村が実施する事業に位置付けられたことから、本県ではそれまで実施していた県単独事業を平成28年度から市町村に移管した。
- ・ しかし、「巡回支援専門員整備事業」は地域生活支援事業の任意事業とされており、国からの補助金も十分に配分されないことから、市町村からは必要な事業が実施できるよう制度の見直しを求める意見が出ている。

※ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」(平成24年12月公表)中、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

7 軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給

【厚生労働省】

◆提案・要望

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても適切な支援が実施できるよう、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和元年6月に、厚生労働省と文部科学省が共同で取りまとめた、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」では、難聴児に対する早期支援の取組の促進が極めて重要としている。
- 聴覚に障害を有する児童は、言語・コミュニケーション能力などの発達や、教育の場における学習上の困難を抱えているが、補聴器を早期に装着することでこうした困難さは大幅に軽減されると言われている。
- しかし、身体障害者手帳を交付できる認定基準に達していない軽度・中等度難聴児については、補聴器購入の費用に対する公費支援がなく、全額自己負担とされているため、こうした児童を養育している多くの若年層世帯にとっては、補聴器の購入が大きな経済負担となる。
- そこで、本県では、平成24年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助する制度を設けたところ、平成27年度には県内全ての市町村がこうした補助事業を実施するに至っている。
- このような補助事業は全国的に拡大しており、平成29年度には全ての都道府県で実施している状況にあることから、国が補装具費として全国统一の基準で助成をすべきである。

◆参考

○身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担

国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

○軽度・中等度難聴児に対する補助事業を実施する都道府県の推移

	23年度 以前	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 以降
補助実施 都道府県数	7	13	30	36	43	45	47

○補聴器購入費用例（両耳）

- ・軽度・中等度難聴用耳かけ型 112,148円
- ・FM型 396,228円

8 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援

【内閣府】

◆提案・要望

障害者差別解消法の円滑な運用に支障がないよう必要な財源を確保すること。

また、国として率先して法の普及啓発を進めるとともに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者差別解消法では、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を、地方公共団体には義務付け、民間事業者には努力義務としている。
地方公共団体等には不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を義務付け、民間事業者には不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を努力義務としている。
- ・ 地方公共団体では、啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の運営など財政負担が増大している。
- ・ ついては、地方公共団体が行う事業に対して、国での財源措置を講じる必要がある。
- ・ また、社会全体への法の浸透が不十分な状況であり、より一層の普及啓発を進めなければならないが、必要な啓発活動を行う義務は国及び地方公共団体に課せられており、国も地方公共団体任せではなく、率先して普及啓発を進める必要がある。
- ・ さらに、国が基本方針等において示している、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方だけでは、不当な差別的取扱いや合理的配慮における過重な負担とはどの程度のものが認められるか、判断が難しい状況にある。
- ・ そこで、不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、国において具体的な判断基準を示す必要がある。